第１回岩手県手県後期高齢者医療広域連合運営協議会

次　　第

日　時　平成 19 年７月４日（水）午後２時 30 分
場　所　岩手県民会館　４階　第２会議室

１　開　　会

２　広域連合長あいさつ

３　委員紹介

４　会長選出

５　説明事項

(1) 運営協議会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別紙１

(2) 後期高齢者医療制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・　別紙２

(3) 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別紙３

６　意見交換

７　そ の 他

８　閉　　会

≪岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会委員名簿≫

区　　分	所属団体等	職　名　等	氏　名	備考
１号委員 被保険者等の代表者	岩手県老人クラブ連合会	前副会長	菅原　千代子	
	岩手県老人クラブ連合会	女性部副会長	高橋　マサ子	
	岩手県社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 富士見荘施設長	関口　知男	
	岩手県社会福祉協議会	特別養護老人ホーム サントピア施設長	三戸　明裕	
	岩手県シルバー人材センター連合会	事務局長	吉川　繁行	
２号委員 医療保険関係団体の代表者	岩手社会保険事務局	保険課長	松本　蔵彦	
	健康保険組合連合会 岩手連合会	事務局長	湊　　文也	
	岩手県国民健康保険団体連合会	専務理事	山瀬　宗光	
３号委員 医療関係団体の代表者	岩手県医師会	副会長	岩動　　孝	
	岩手県歯科医師会	専務理事	佐藤　　保	
	岩手県薬剤師会	副会長	畑澤　博巳	
	岩手県介護老人保健施設協会	事務局長	佐藤　次夫	
４号委員 知識経験を有する者	岩手県立大学	理事兼教育･学生支援本部長 兼社会福祉学部教授	細江　達郎	
	岩手日報社	総務局次長兼労務部長	野口　　純	
	岩手県	保健福祉部長	赤羽　卓朗	

別紙１

岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置要綱

（設置）

第１　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療制度の円滑な施行に当たり、岩手県内における後期高齢者医療制度関係者から制度の運営に関する意見を求めるため、岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２　協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の運営に関する事項

(2) その他広域連合長が必要と認める事項

（組織）

第３　協議会は，委員 15 人以内をもって組織し，委員は，次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 被保険者等の代表者

(2) 医療保険関係団体の代表者

(3) 医療関係団体の代表者

(4) 知識経験を有する者

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４　協議会に会長及び副会長１人を置き，会長は委員の互選とし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

２　会長は，会務を総理し，会議の座長となる。

３　副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは, その職務を代理する。

（会議）

第５　協議会は，広域連合長が招集する。

２　協議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　第３に定める委員が会議に出席できないときは、その委員の指名する者がその代理することができる。

４　広域連合長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第６　協議会の庶務は，岩手県後期高齢者医療広域連合事務局総務課において処理する。

（補則）

第７　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は，平成 19 年６月 20 日から施行する。

別紙３

今後のスケジュール

年　　月	実　　施　　内　　容	広域連合電算システム関係	国の動き
H19.2.1	広域連合設立		
H19.3.31	広域連合臨時議会（初議会）		
		業者決定	
H19.5.23	第１回市町村後期高齢者医療制度担当課長会議		
H19.7.4	第１回広域連合運営協議会		
		初期ﾃﾞｰﾀ移行 保険料率試算	政省令通知 （見込）
H19.8 月下旬	第２回広域連合運営協議会		
H19.9 月上旬	第２回市町村後期高齢者医療制度担当課長会議		
H19.11 月上旬	広域連合議会 11 月定例会 ・保険料条例 ・広域計画		
H20.1 月中旬	第３回市町村後期高齢者医療制度担当課長会議 ・平成 20 年度予算		
H20.2 月上旬	広域連合議会２月定例会 ・平成 20 年度予算		
H20.4.1	後期高齢者医療制度本格施行		

岩手県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月22日
岩手県指令市町村第887号

（広域連合の名称）

第１条　この広域連合は、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第２条　広域連合は、岩手県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第３条　広域連合の区域は、岩手県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第１に定める事務については、関係市町村において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第５条　広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第３項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所の位置）

第６条　広域連合の事務所は、盛岡市内に置く。

（広域連合の議会の組織）

第７条　広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

２　広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 市町村長　10人

(2) 市町村議会議員　10人

（広域連合議員の選挙の方法）

第８条　広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第２項第１号に掲げる者　すべての市長若しくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の６分の１以上の者

(2) 前条第２項第２号に掲げる者　すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議会の議員の定数の総数の20分の１以上の者

２　広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、関係市町村の議会において選挙するものとする。

３　関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条第１項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の規定の例による。

４　広域連合議員の当選人は、関係市町村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第９条　広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

２　広域連合議員が当該関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

３　広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長１人を選挙しなければならない。

２　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条　広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

２　広域連合に会計管理者を置く。

３　広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

２　前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

３　広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

４　副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

５　会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

（補助職員）

第14条　第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条　広域連合に選挙管理委員会を置く。

２　選挙管理委員会は、４人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

３　選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

４　選挙管理委員の任期は、４年とする。

（監査委員）

第16条　広域連合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ１人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び岩手県の支出金

(4) その他の収入

２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第２により広域連合の予算において定めるものとする。

（補則）

第18条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成19年２月１日から施行する。ただし、第11条第２項及び第12条第５項の規定は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の日から平成20年３月31日までの間は、第４条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

３　広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第２項の規定にかかわらず、岩手県自治会館において行うものとする。

４　補助職員に係る第14条の規定の適用については、この規約の施行の日から平成19年３月31日までの間、同条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

別表第１（第４条関係）

(1)　被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
(2)　被保険者証及び資格証明書の引渡し
(3)　被保険者証及び資格証明書の返還の受付
(4)　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
(5)　保険料に関する申請の受付
(6)　上記事務に付随する事務

別表第２（第17条関係）

１　共通経費

区　　分	負　担　割　合
均　　等　　割	１０％
人　　口　　割	５０％
後期高齢者人口割	４０％

２　医療給付に要する経費
高齢者医療確保法第98条の規定により関係市町村の一般会計において負担すべき額

３　保険料その他の納付金
高齢者医療確保法第105条の規定により関係市町村が納付すべき額
関係市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

１　均等割については、当該年度の10月１日現在における市町村数による。
２　人口割については、当該年度の10月１日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録原票に基づく人口による。
３　後期高齢者人口割については、当該年度の10月１日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく75歳以上の人口数並びに高齢者医療確保法第50条第２項の規定による認定を受けた者の数による。
４　共通経費の区分及び負担割合については、制度の実施状況、社会経済の情勢の推移及び関係市町村の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

・　議員名簿　（平成 19 年７月４日現在）

番号	氏　名	職名	番号	氏　名	職名
1	大石　満雄	花巻市長	11	佐々木　幸夫	遠野市議会副議長
2	小沢　昌記	奥州市議会議長	12	上机　莞治	田野畑村長
3	中崎　和久	葛巻町議会議長	13	○菊地　衛	金ケ崎町議会議長
4	濱欠　明宏	久慈市議会議員	14	小原　豊明	二戸市長
5	民部田　幾夫	岩手町長	15	伊藤　彬	北上市長
6	守谷　祐志	盛岡市議会議員	16	村上　　充	紫波町議会議員
7	田村　正彦	八幡平市長	17	長門　孝則	宮古市議会議員
8	中里　長門	陸前高田市長	18	昆　　忠泰	岩泉町議会議長
9	岩部　　茂	九戸村長	19	秋元　厚子	釜石市議会議員
10	多田　欣一	住田町長	20	浅井　東兵衛	一関市長

※　議長：盛岡市議会議員の任期の関係から現在、空席
　　副議長：○

・　広域連合長等名簿　（平成 19 年４月１日現在）

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
広域連合長	谷藤　裕明	盛岡市長	選挙管理委員	田村　彰平	盛岡市選挙管理委員
副広域連合長	稲葉　　暉	一戸町長		中塚　　博	
監査委員(識見)	八重樫康雄	盛岡市監査委員		安部　憲子	
監査委員(議選)	小沢　昌記	奥州市議会議長		及川　倶子	

・　事務局職員　20 人（県内 15 市町村から派遣）（職員名簿のとおり）

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局職員名簿

役　職　名		氏　　名	出身市町村
事務局長		岩本　宏己	盛岡市
総務課長		古川　重勝	花巻市
業務課長		佐藤　郁夫	盛岡市
総務課	主任主査（総務担当）	菅原　英彦	〃
	主任　　（　〃　　）	玉川　智美	二戸市
	主任　　（　〃　　）	渡邊　伸也	宮古市
	主任　　（　〃　　）	佐藤　淳	大船渡市
業務課	主任主査（資格管理担当）	小山　泰光	一関市
	主任　　（　　〃　　）	氏家　克典	〃
	主任　　（　　〃　　）	髙橋　真美	北上市
	主事　　（　　〃　　）	鈴木　紀恵	奥州市
	主事　　（　　〃　　）	下館　清秋	久慈市
	主任主査（給付担当）	太田代　充章	遠野市
	主任　　（　〃　　）	金野　靖之	奥州市
	主任　　（　〃　　）	佐藤　一将	滝沢村
	主任主査（保険料担当）	藤森　恵	八幡平市
	主任　　（　　〃　　）	工藤　圭三	紫波町
	主任　　（　　〃　　）	藤原　佳奈子	釜石市
	主任　　（　　〃　　）	丹野　久弥	花巻市
	主事　　（　　〃　　）	中井　裕美子	陸前高田市